

令和5年度(2023年度)北海道俱知安高等学校部活動に係る活動方針

北海道俱知安高等学校

部活動の活動方針策定の趣旨について

本校の学校教育目標等を踏まえ、北海道教育委員会による平成31年1月の「道立学校に係る部活動の方針」に則し、生徒のバランスのとれた学校生活や、教員の部活動指導における負担を軽減し、働き方改革を推進することを目的として、本校部活動の活動方針を策定する。なお、本活動方針は毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

1部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2部活動の運営について

(1)年間の活動計画並びに毎月の活動計画・活動実績を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。

(2)部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

(3)部活動顧問会議を定期的開催する。

3本年度の部活動

(1)本年度設置する部活動について

①運動部:野球部・陸上部・サッカー部・ソフトテニス部・テニス部・スキー部・バレーボール部・バスケットボール部・バドミントン部・卓球部・剣道部・少林寺拳法部

②文化部:新聞局・吹奏楽局・放送局・書道部・美術部・演劇部

③同好会:パソコン同好会・ボランティア同好会・ESS・家庭クラブ

4休養日及び活動時間の設定について

(1)休養日は平日週1日以上、土・日曜日は月1回以上、学校全体で部活動を行わない日(学校閉庁日や定期考査期間等)を含め、年間で73日以上設定する。

(2)1日の活動時間は、平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とする。ただし、大会やコンクール等への出場、練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日进行など、学校生活に支障のないように配慮する。

5指導及び保護者の協力について

(1)体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、体罰を正当化してはならず、体罰等は決して許されないものであると自覚し、適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

(2)保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

6その他

(1)事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。

(2)無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。

(3)大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。

7部活動に係る相談・要望の窓口

北海道俱知安高等学校虻田郡俱知安町北7条西2丁目

TEL: (0136)22-1085 FAX: (0136)22-0893 E-mail: kutchan-zO@hokkaido-c.ed.jp

(担当:教頭)